

下土手町地区計画

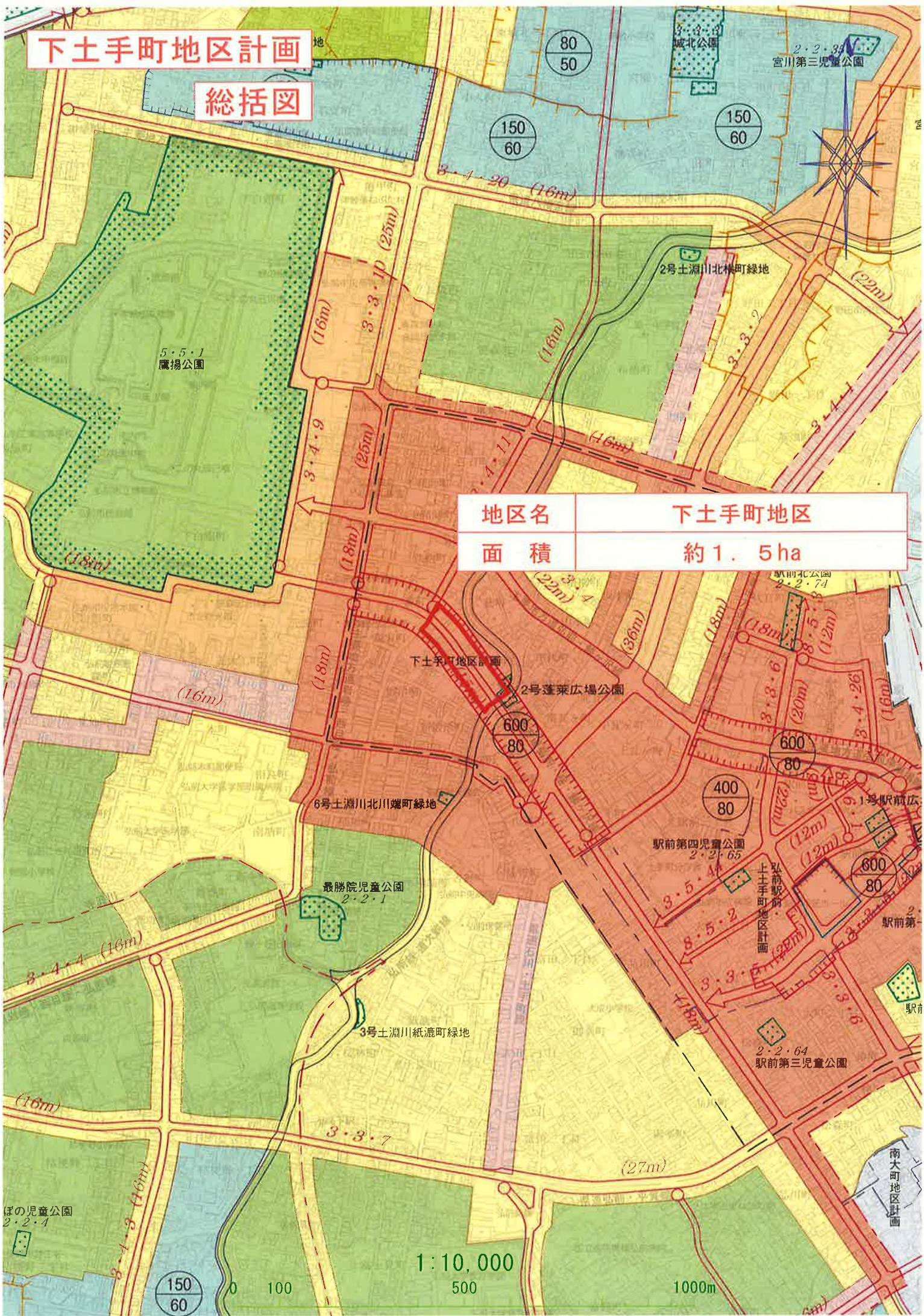
当初決定 平成 5年 7月27日 弘前市告示第235号
 改正 平成12年 7月19日 弘前市告示第296号
 変更 平成29年12月25日 弘前市告示第589号

名 称		下土手町地区計画
位 置		弘前市大字土手町の一部
区 域		別紙計画図のとおり
面 積		約1.5ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、弘前市の中心市街を形成しているが、近年の商業環境の変化の中で活性化に向けた方策が望まれている。</p> <p>よって、地区計画の導入により、健全な都市環境の保全、安全で快適な歩行者空間の創出、及び良好な都市景観の形成に配慮した建築物等の整備誘導を図り、快適で魅力ある商業機能の一層の強化・向上を図るものとする。</p>
	土地利用の方針	<p>弘前市の中心商店街にふさわしい賑わいと活気にあふれた魅力ある地区とするために、健全な都市環境の保全に配慮しつつ、土地の高度利用、敷地・施設等の共同化を推進し、商業機能の一層の強化・向上を図るものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>安全で快適な歩行者空間と良好な都市景観を創出し、より魅力的な商業地区の形成を図るため、建築物等の建築に関しては、壁面の位置や意匠等を統一したものとする。</p>
地区整備計画	建築物の用途の制限	<p>建築物の1階のうち、主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線（以下「土手町通り」という。）に面する部分について、以下に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号まで及び同条第6項第1号、第3号から第6号に規定する営業を行う施設</p>
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の1階部分の外壁面のうち、土手町通りに面する部分は、それぞれの前面道路境界線からの距離の最低限度を2.5mとする。</p> <p>ただし、この地区計画が決定された時点において、既にある柱を残して外壁面を後退させる場合、前面道路境界線から外壁面までの距離の最低限度を2.5mとし、なおかつ柱と外壁面との内りの最低限度を1.5mとする。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1) 土手町通りに面して建築する建築物の外壁もしくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、街並みとの調和に十分配慮した落ち着いた色調とする。</p> <p>(2) 土手町通りに面して建築する建築物に設置又は附属する屋外広告物・看板等は、そのデザイン、色彩等について、街並の統一感や良好な商業環境を損なわないものとする。</p> <p>(3) 土手町通りに面して建築する建築物のシャッターについては、グリルシャッター等の透過可能なもの等、閉店後も街の賑わいを喪失させないものとする。</p> <p>(4) 壁面後退した部分の整備は歩道と一体とし、段差等を設けないものとする。</p>
備考	<p>市長が公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。</p>	

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

下土手町地区計画

総括図



地区名	下土手町地区
面積	約1.5ha

1:10,000

150
60

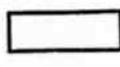
0 100

500

1000m

下土手町地区計画 計画図

地区名	下土手町地区
面積	約 1.5ha

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域

本図面は縮小しておりますので、都市計画決定図書の縮尺（2,500分の1）とは異なります。

